

公益財団法人群馬県スポーツ協会群馬県スポーツ少年団運営規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人群馬県スポーツ協会（以下「本協会」という。）定款第43条の規定に基づき、群馬県スポーツ少年団（Gunma Junior Sport Clubs Association 略称 GJSA）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織体等)

第2条 群馬県スポーツ少年団は、県内の登録した単位スポーツ少年団を代表する組織体とする。

2 群馬県スポーツ少年団は、市町村体育協会（スポーツ協会）が設ける市町村スポーツ少年団をもって構成する。

第2章 群馬県スポーツ少年団

(目的)

第3条 群馬県スポーツ少年団は、本協会の目的に従い、スポーツ少年団の普及、育成及び活動の活性化を通じて青少年にスポーツを推進し、もって青少年の心身の健全な育成に資することを目的とする。

(事業)

第4条 群馬県スポーツ少年団は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) スポーツ少年団育成計画の策定と実施
- (2) スポーツ少年団の活動（体力テストを含む）の普及指導
- (3) スポーツ少年団指導者及びリーダーの養成と活用
- (4) スポーツ少年団の県内外交流事業の実施と関係団体との連携
- (5) スポーツ少年団諸大会・研修会への派遣
- (6) スポーツ少年団優良団・功労者の顕彰
- (7) スポーツ少年団に関する広報活動の実施
- (8) その他目的達成に必要な事業

(権限)

第5条 群馬県スポーツ少年団は、前条の事業に関しては、決定及び実施の権限を有する。ただし、群馬県スポーツ少年団の事業実施の基本方針の策定、予算及び決算の調製並びにこれらの改正については、あらかじめ本協会の理事会及び評議員会の承認を得るものとする。

(登録)

第6条 群馬県スポーツ少年団への加入は登録をもって行う。

2 登録に関し必要な事項については別に定める。

第3章 役員等

(役員の種類及び定数)

第7条 群馬県スポーツ少年団に次の役員を置く。

- (1) 本部長 1名

- (2) 副本部長 4名以内
- (3) 常任委員 30名以内
- (4) 委員 35名以内

(本部長の職務)

第8条 本部長は、委員総会でこれを推挙し、本協会理事会の承認を得て本協会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

2 本部長は、群馬県スポーツ少年団を代表し、団務を統轄する。

(副本部長の職務)

第9条 副本部長は、委員総会でこれを推挙し、本協会理事会の承認を得て会長が委嘱する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき又は本部長に事故あるときは、あらかじめ指名した順序によりその職務を行う。

(常任委員の選出)

第10条 常任委員は、委員総会において選出し、本部長が委嘱する。

2 前項のほか、本部長は委員総会に諮って、学識経験者に常任委員を委嘱することができる。

(委員の選出)

第11条 委員は、市町村スポーツ少年団が、その本部長及び副本部長の中から1名を選出する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、それぞれの選出方法に準じて欠員を補充する。ただし、後任役員の任期は前任者の残任期間とし、増員による役員の任期は他の役員の残任期間と同様とする。

3 役員は任期の満了又は辞任により退任した後も、第7条第1項に定める定数を欠くに至ったときは、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(名誉委員)

第13条 本部長は委員総会に諮って、群馬県スポーツ少年団の事業に顕著な貢献をした者を終身の名誉委員に推挙することができる。

第4章 会議

(委員総会)

第14条 委員総会は、本部長、副本部長、常任委員及び委員をもって構成し、群馬県スポーツ少年団の事業計画、予算、決算その他業務に関する重要事項で本部長が付議した事項を決議する。

2 委員総会は、本部長がこれを招集し、その議長となる。

3 前項の規定にかかわらず常任委員会が必要と認めたとき、又は委員の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、本部長は2週間以内に臨時の委員総会を招集しなければならない。

(定数)

第15条 委員総会は、構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。ただし、同一事項について再度招集したときは、この限りでない。

2 常任委員及び委員が委員総会に出席できないときは、決議権を他の構成員又はその所属する市町村スポーツ少年団の役職員に委任することができる。この場合、委任した常任委員又は委員は出席

したものとみなす。

(決議)

第16条 委員総会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(常任委員会)

第17条 常任委員会は、本部長、副本部長及び常任委員をもって構成し、群馬県スポーツ少年団の団務を決議し、執行する。

2 常任委員会は、必要に応じて開催し、本部長がこれを招集して議長となる。

3 常任委員会は、構成員の過半数が出席しなければ開会することができない。

4 常任委員会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

5 常任委員が常任委員会に出席できないときは、決議権をほかの構成員に委任することができる。この場合、委任した常任委員は出席したものとみなす。

第5章 専門部会、指導者協議会、リーダー会

(専門部会の設置)

第18条 群馬県スポーツ少年団に必要な応じ専門部会を置くことができる。

(指導者協議会の設置)

第19条 群馬県スポーツ少年団に指導者の資質、指導力の向上のため指導者協議会を置く。

2 指導者協議会については常任委員会の決議を経て別に定める。

(リーダー会の設置)

第20条 群馬県スポーツ少年団にリーダーの資質向上と次代を担う指導者の確保のため、リーダー会を置く。

2 リーダー会については常任委員会の決議を経て別に定める。

第6章 事務局

(事務の処理)

第21条 群馬県スポーツ少年団の事務は本協会事務局において処理する。

第7章 補則

(改正)

第22条 この規程は、委員総会及び常任委員会において、構成員の過半数が出席し、出席した構成員の3分の2以上の同意を得たのち、本協会理事会並びに評議員会の承認を得て、改正することができる。

附 則

1 この改正規程は昭和61年4月1日から施行する。

2 この改正規程施行時において、すでに旧規程により選任され、在任中の役員の任期は、改正規程第7条及び第8条並びに第12条にかかわらず、昭和62年3月31日までとし、本部員は常任委員、代議員は委員と読みかえるものとする。

附 則

この規程は、昭和 6 3 年 5 月 2 0 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、財団法人群馬県スポーツ協会の設立の登記の日（平成 2 3 年 1 0 月 3 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、公益財団法人群馬県スポーツ協会の設立の登記の日（平成 2 5 年 4 月 1 日）から施行する。

附 則

この規程は、平成 3 0 年 6 月 1 4 日から施行し、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。